平成２１年（フ）第３０８６号
福岡県大野城市牛頸３丁目16番32号
債務者　古賀　博子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０９４号
福岡市南区弥永団地42番107号
債務者　浦山ひとみ
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１５０号
福岡市西区横浜２丁目５番１―104号
債務者　中村孝太朗
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１５４号
福岡県朝倉市馬田3720番地４
債務者　松鳥　竜也（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１６０号
福岡市博多区美野島１丁目９番30―405号
債務者　佐藤　由紀
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１７０号
福岡市早良区干隈３丁目27番13号
債務者　平野　里子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１８１号
福岡市西区下山門団地３番403号
債務者　渋田　輝之
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１８２号
福岡市西区下山門団地３番403号
債務者　渋田　朱美
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１９４号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋556番地４
債務者　藤　　治
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２００号
福岡市東区三苫４丁目３番18―307号
債務者　西嶋　昌宏
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２０４号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄９丁目22番地桑野ビル107号
債務者　野田裕見子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５７号
長崎県五島市玉之浦町玉之浦645番地２
債務者　蕪尻　敬子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２１年（フ）第６８６号
大分市大字古国府523番地の１正和園ビル405
債務者　澤田　昌稔
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７１７号
大分市大字永興110番地の６
債務者　衛藤　一子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７２号
大分県速見郡日出町大字豊岡3278番地
債務者　本田千代美
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第７４号
大分県杵築市大字南杵築1766番地１桜ＨＯＵＳＥ102号室
債務者　甲斐由香合（旧姓奈須・新田）
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第３０２号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井6470番地１
債務者　北原　浩文
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第３０４号
宮崎県東臼杵郡門川町西栄町１丁目39番地
債務者　甲斐くみ子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部